

3 支給対象期間の延長

(1) 概要

休業することが雇用の継続のために特に必要と認められる事由（延長事由）によって、子が1歳に達する日（*）後の期間に育児休業を取得する場合は、その子が**1歳6か月に達する日前までの期間**、育児休業給付金の支給対象となります。

さらに、休業することが雇用の継続のために特に必要と認められる事由（延長事由）によって、1歳6か月に達する日後の期間に育児休業を取得する場合は、その子が**2歳に達する日前までの期間**、育児休業給付金の支給対象となります。

（*）パパ・ママ育休プラス制度（25頁参照）により、育児休業終了予定日が子が1歳に達する日の翌日以後である場合は、育児休業終了日。ただし、育児休業終了予定日が子が1歳2か月に達する日である場合は、1歳2か月に達する日。

1歳6か月または2歳まで支給対象となる場合（延長事由）

① **保育所等※¹における保育の利用を希望し申込みを行っているが、当面保育が実施されない場合（速やかな職場復帰を図るために保育所等における保育の利用を希望しているものであると公共職業安定所長が認める場合に限る。）**

下線部分は、2025（令和7）年4月から追加された要件です。子が1歳に達する日（*）または1歳6か月に達する日が2025（令和7）年4月1日以後となる方が、育児休業給付金の支給対象期間の延長を行う場合は、以下のいずれにも該当することが必要です。

- あらかじめ市区町村に対して保育利用の申込みを行っていること※²
- 速やかな職場復帰のために保育所等における保育の利用を希望しているものであると公共職業安定所長が認めること※³
- 子が1歳に達する日（*）の翌日または1歳6か月に達する日の翌日の時点で保育所等に利用ができる見込みがないこと※⁴ ※⁵

※¹ 保育所等とは、認可保育所、認定こども園等をいい、いわゆる無認可保育施設は含まれません。

※² 保育利用の申込みについて、次の要件を満たす必要があります。

- ・ 入所申込年月日が子が1歳に達する日（*）または1歳6か月に達する日までの日付となっていることが必要です。
- ・ 単に申込みを失念していた場合や、入所申込みを行おうと市区町村に問い合わせたところ、「入所が困難」との返答があり、期限内に申込みを行わなかった場合は、延長は認められません。ただし、次の例外があります。

例外①：子が病気や障害により特別な配慮が必要であるため、保育体制が整備されていない等の理由で入所申込みを市区町村が受け付けない場合は、申込みを行えなかった理由を申告書に記載し、障害者手帳、医師の診断書等を添付すれば、延長が認められる場合があります。

例外②：お住まいの市区町村で、子が1歳に達する日（*）の翌日を含む月の入所を対象とした募集がなく、入所申込みの受け付けができないとされた場合は、1歳に達する日（*）の翌日の2か月後までの日を入所希望日として入所申込みを行えば、延長が認められる場合があります。なお、この例外は1歳6か月に達する日後の延長時には認められません。

例）令和7年2月1日生まれの子について、居住する市区町村では令和8年2月及び3月入所の募集がなく、令和8年4月1日を入所希望日として申込みを行った場合

⇒ 例外②に該当する場合は、育児休業給付金支給対象期間延長事由認定申告書（35頁参照）の理由欄に理由を記載し、次の書類を添付してください。

- ・ 募集がない旨が記載された市区町村のリーフレット等の写し
- ・ 入所申込書の写し
- ・ 市区町村が発行した選考結果がわかる書類（入所保留通知書又は内定通知書）

※³ 公共職業安定所長が認める具体的な要件は次のとおりです。

- ・ 原則として子が1歳に達する日（*）の翌日または1歳6か月に達する日の翌日以前の日を入所希望日として入所申込みをしていること。

注意！市区町村の申込期限に間に合わなかったために、要件を満たす入所申込みができなかった場合は、延長の対象とはなりません。

・申し込んだ保育所等が、合理的な理由なく自宅から通所に片道30分以上要する施設のみとなっていないこと

「合理的な理由」として認められるのは、原則として次のa～eのいずれかに該当する場合です。

- a. 申し込んだ保育所等が本人または配偶者の通勤経路の途中にある場合（本人または配偶者の勤務先からの片道の通所時間が30分未満の場合を含みます。）
- b. 自宅から30分未満で通うことができる保育所等がない場合
- c. 自宅から30分未満で通うことができる保育所等の全てについて、その開所時間または開所日（曜日）では職場復帰後の勤務時間または勤務日（曜日）に対応できない場合
- d. 子が疾病や障害により特別に配慮が必要であり、30分未満で通える保育所等は全て申込み不可となっている場合（医師の診断書、障害者手帳の写し等が必要です）
- e. その他、きょうだいが在籍している保育所等と同じ保育所等の利用を希望する場合、30分未満で通える保育所等がいずれも過去3年以内に児童への虐待等について都道府県または市区町村から行政指導等を受けていた場合も「合理的な理由」として認められます。

・市区町村に対する保育利用の申込みに当たり、入所保留となることを希望する旨の意思表示をしていないこと

入所申込書において、「保育所等への入所を希望していない」、「速やかに職場復帰する意思がない」、「選考結果にかかわらず育児休業の延長を希望する」などの記載等があり、保育所等への入所の意思や速やかな職場復帰の意思がないことが明白な場合は、要件を満たしません。

※4 子が1歳に達する日（*）の翌日または1歳6か月に達する日の翌日時点で保育が実施されないことを確認するため、発行年月日の子が1歳に達する日（*）の翌日または1歳6か月に達する日の翌日の2か月前（4月入所申込みの場合は3か月前）の日以後の日付となっている市区町村の通知書（入所保留通知書や入所不承諾通知書など市区町村によって名称が異なります。）を添付してください。（34頁参照）

※5 やむを得ない理由なく内定辞退を行っている場合はこの要件を満たしません。「やむを得ない理由」とは、内定の辞退について申込み時点と内定した時点で住所や勤務場所等の変更等があり、内定した保育所等に子どもを入所させることができなかつた場合を指します。

② 常態として育児休業の申出に係る子の養育を行っている配偶者で、その子が1歳に達する日（*）または1歳6か月に達する日後の期間に、常態としてその子の養育を行う予定であった方が以下のいずれかに該当した場合

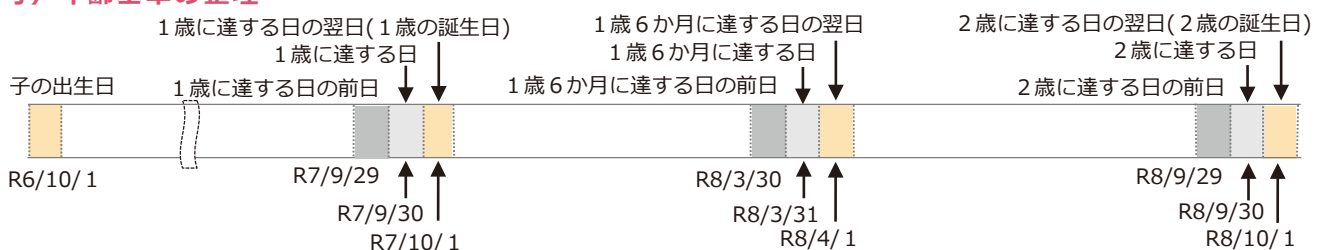
- 死亡したとき
- 負傷、疾病等で、育児休業の申出に係る子を養育することが困難な状況になったとき
- 婚姻の解消等で、配偶者が育児休業の申出に係る子と別居することになったとき
- 養育を予定していた配偶者が産前産後休業等を取得したとき

③ 当該被保険者の他の休業が終了した場合

- 当該子（A）に係る休業が、他の子（B）に係る産前産後休業または育児休業により終了し、その後、他の子（B）に係る休業が、当該他の子（B）の死亡または当該被保険者と同居しないこととなったことで終了したとき及び当該子（A）が1歳に達する日（*）または1歳6か月に達する日の翌日が当該他の子（B）に係る休業期間に含まれるとき
- 当該子にかかる休業が、対象家族に係る介護休業により終了し、その後、介護休業に係る対象家族の死亡、離婚、婚姻の取消、離縁等で当該介護休業が終了したとき

※ ③については、上記の理由に限られます。

(参考) 年齢基準の整理



※ なお、例えば8月31日生まれの子の場合、出生日に相当する日となるべき2月31日が存在しないため、民法143条第2項及び年齢計算に関する法律の規定により、その月の末日、すなわち2月28日が1歳6か月に達する日となります。

(2) 支給対象期間の延長手続

育児休業の申出に係る子について、1歳に達する日（*）後の延長と、1歳6か月に達する日後の延長、それぞれの延長手続が必要です。

延長事由は、それぞれのタイミングで該当している必要があります。

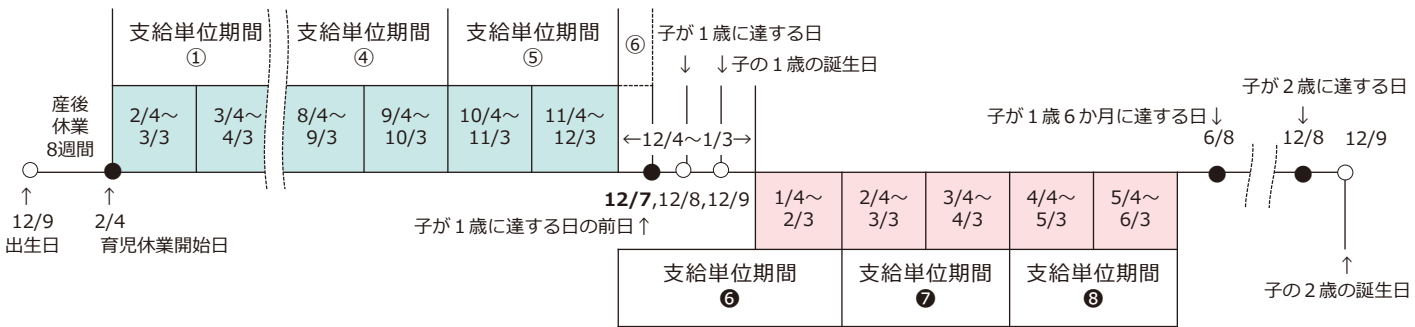
子が1歳に達する日（*）後の期間について、支給対象期間の延長の取扱いを受ける場合は、以下の手続が必要です。

（*）パパ・ママ育児プラス制度（25頁参照）により、育児休業終了予定日の子が1歳に達する日の翌日以後である場合は、育児休業終了日。ただし、育児休業終了予定日の子が1歳2か月に達する日である場合は、1歳2か月に達する日。

提出書類	<p>育児休業給付金・出生後休業支援給付金支給申請書 18欄「支給対象となる期間の延長事由－期間」に必要情報を記載してください。</p>
添付書類	<p>（保育所等に入れなかったことを理由に延長する場合） 以下、①、②、③のすべての書類</p> <p>①育児休業給付金支給対象期間延長事由認定申告書（37頁参照）</p> <p>②市区町村に保育所等の利用申込みを行ったときの申込書の写し※1～3</p> <p>※1 申込書の写しは市区町村に申し込んだものと同じものであれば、市区町村の受付印は不要です。なお、利用申込みの内容を途中で変更した場合は変更後の申込書の写しを提出していただく必要があります。</p> <p>※2 申込書の写しは全てのページを提出してください。また、市区町村に入所申込みを行ったときに、入所保留となることを希望する旨の書類を提出している場合は、その書類の写しも提出してください。</p> <p>※3 申込書の写しの内容について市区町村に確認する場合があります。提出された申込書の写しの内容が実際の申込み内容と異なることが判明した場合は、不正受給に該当し、不正に受給した金額の返還と、悪質な場合はそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられることがあります。</p> <p>③市区町村が発行する保育所等の利用ができない旨の通知（入所保留通知書、入所不承諾通知書など、市区町村によって名称が異なります。）※4</p> <p>※4 子が1歳に達する日（*）の翌日時点で保育が実施されないことが確認できる入所保留通知書等を提出してください。2025（令和7）年4月以後の期間について支給対象期間の延長を行う場合は、確認書類として有効な入所保留通知書等の範囲が明確になります。確認書類として有効な入所保留通知書等の範囲は次頁を参照してください。</p> <p>①、②の書類は2025年3月以前の期間について支給対象期間の延長を行う場合は必要ありません。</p> <p>（その他の理由で延長する場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世帯全員について記載された住民票（続柄あり）の写し、母子健康手帳（写しも可） ・保育を予定していた配偶者の状態についての医師の診断書等
提出先	<p>事業所の所在地を管轄するハローワーク ※電子申請も利用できます</p>
提出時期	<ul style="list-style-type: none"> ● 子が1歳に達する日（*）前の支給単位期間について、子が1歳に達する日（*）以後最初に提出するとき ⇒次ページの例 支給単位期間⑤について支給申請を行う場合で、子が1歳に達する日（*）以後に支給申請書を提出するとき ● 子が1歳に達する日（*）以後の日を含む支給単位期間について提出するとき ⇒次ページの例 支給単位期間⑤の支給申請の際に手続を行わなかった場合で、支給単位期間⑥に延長に係る期間を含めて支給単位期間⑥として支給申請を行うとき

子が1歳6か月に達する日後の期間について支給単位期間の延長の取扱いを受ける場合は、「子が1歳に達する日（*）」を「子が1歳6か月に達する日」と読み替えてください。

例：12月9日に出産、2月4日から育児休業を開始し支給単位期間の延長申請を行う場合

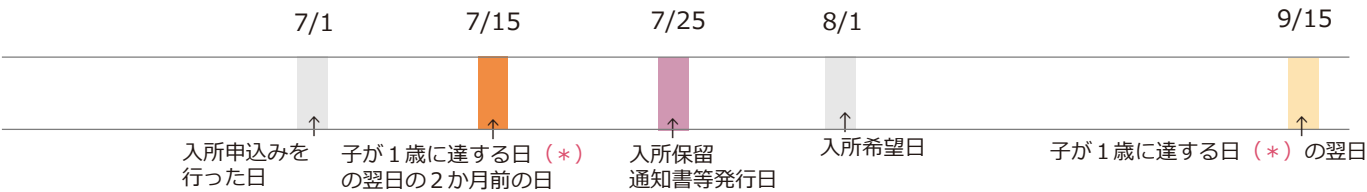


確認書類として有効な入所保留通知書等の範囲

子が1歳に達する日（*）の翌日時点で保育が実施されないことを確認するため、市区町村が発行する通知は、以下のいずれか1通を提出してください。

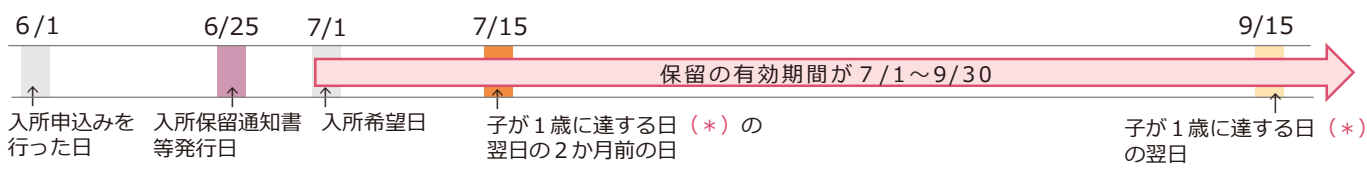
- 発行年月日の子が1歳に達する日（*）の翌日の2か月前（4月入所申込みの場合は3か月前）の日以後の日付となっている入所保留通知書等
- 発行年月日上記期限より前の日付の入所保留通知書等しかなく、入所保留中は市区町村から新たな通知が発行されない場合は、育児休業給付金支給対象期間延長事由認定申告書の理由欄にその旨を記載の上、直近の入所保留通知書等（子が1歳に達する日（*）の翌日が保留の有効期限内にあるものに限る。）

例 1 - 1：子が1歳に達する日（*）の翌日の2か月前の日以後に発行されている場合



※ この例の場合、7月25日に発行された入所保留通知書等は、9月15日時点で保育が実施されないことが確認できる書類となります。

例 1 - 2：子が1歳に達する日の翌日の2か月前の日より前に発行されているが、保留の有効期間に子が1歳に達する日（*）の翌日が含まれている場合

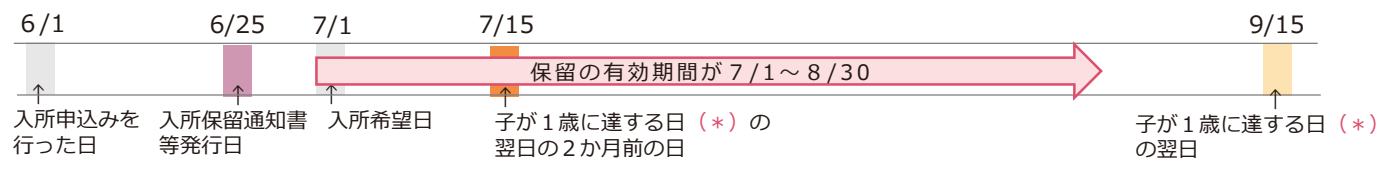


※ この例の場合、市区町村から新たな入所保留通知書等が発行されない場合は、6月25日に発行された入所保留通知書等は、9月15日時点で保育が実施されないことが確認できる書類となります。（市区町村から新たな入所保留通知書が発行される場合は、最新の入所保留通知書を提出してください。）

ご注意ください 確認書類として有効とならない入所保留通知書等

次の例は、子が1歳に達する日（*）の翌日時点で保育が実施されないことが確認できない入所保留通知書等となります。

例 2：子が1歳に達する日（*）の翌日の2か月前の日より前に入所保留通知書が発行されており、保留の有効期間に子が1歳に達する日の翌日が含まれていない場合



※ この場合、6月25日に発行された入所保留通知書等は、9月15日時点で保育が実施されないことが確認できる書類となりません。⇒延長の要件を満たすためには、8月または9月の入所を申し込む必要があります。

➤ 1歳6か月に達する日後の延長の場合は、「子が1歳に達する日（*）」を「子が1歳6か月に達する日」と読み替えてください。

出生時育児休業給付金、育児休業給付金、出生後休業支援給付金に関する各種申請は、「e-Gov」（電子申請に関する総合的な検索・案内サービス）を利用して電子申請が可能です。「e-Gov」から電子申請を行う場合は、申請内容に応じて以下の手続きをご利用ください。

① 休業開始時賃金の届出のみを行う場合

「雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書又は同休業・所定労働時間短縮開始時賃金証明書の提出（令和4年6月以降手続き）」

・ 受給資格確認及び支給申請を事業主を経由して行う場合は、②または③の手続きをご利用ください。

② 休業開始時賃金の届出、受給資格確認及び出生時育児休業給付金の支給申請を行う場合

「雇用保険育児休業等給付（出生時育児休業給付金・出生後休業支援給付金）の申請（令和7年4月以降手続き）」

・ 出生時育児休業給付金の支給申請を行う場合は、この手続きをご利用ください。

③ 休業開始時賃金の届出、受給資格確認及び初回の育児休業給付金の支給申請を行う場合

「雇用保険育児休業等給付（育児休業給付金・出生後休業支援給付金）の申請（初回申請）（令和7年4月以降手続き）」

・ 受給資格確認手続きのみを行う場合は、「育児休業給付受給資格確認票・（初回）育児休業給付金／出生後休業支援給付金支給申請書」（29頁参照）の8、13～26、30欄は入力不要です。

④ 2回目以降の育児休業給付金の支給申請を行う場合

「雇用保険育児休業等給付（育児休業給付金・出生後休業支援給付金）の申請（令和7年4月以降手続き）」

・ 受給資格確認手続きのみ行った場合の初回の育児休業給付金の支給申請も、この手続きをご利用ください。

⑤ 分割で取得する2回目の育児休業に係る育児休業給付金の支給申請を行う場合

「雇用保険育児休業等給付（育児休業給付金・出生後休業支援給付金）の申請（分割取得）（令和7年4月以降手続き）」

・ 分割して取得する2回目の育児休業に係る育児休業給付金の申請の場合は、この手続きをご利用ください。

⑥ 出生後休業支援給付金の支給申請を単独で行う場合

「雇用保険育児休業等給付（出生後休業支援給付金）の申請（令和7年4月以降手続き）」

・ 出生時育児休業給付金または育児休業給付金の支給決定がされた後でなければ申請できないため、これらの給付金の支給決定通知書が送付された後や入金を確認できた後に申請を行っていただくようお願いします。

特定法人^{※1}の事業所については、出生時育児休業給付金、育児休業給付金、出生後休業支援給付金の支給申請に係る手続きも電子申請義務化の対象となります^{※2}。

※1 特定法人とは、資本金、出資金又は銀行等保有株式取得機構に納付する拠出金の額が1億円を超える法人、相互会社、投資法人、特定目的会社をいいます。

※2 電気通信回線の故障や災害などの理由により、電子申請が困難と認められる場合は、電子申請によらない方法により届出が可能です。

育児休業等給付に関するよくあるご質問

育児休業等給付に関するよくあるご質問については、厚生労働省ホームページから参照ください。<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000158500.html>

育児休業等給付 質問

検索



育児・介護休業法に関するご質問

都道府県労働局雇用環境・均等部（室）へお問い合わせください。

育児休業申請書、育児休業取扱通知書（参考様式）は、厚生労働省ホームページから参照ください。<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000103533.html>

育児休業 規定例

検索



延長事由認定申告書

(必ず第2面の注意書きをよく読んでから記載してください。なお、申告内容に疑義がある場合、公共職業安定所長が事業主、被保険者、市区町村等に対し、必要な事項について照会し、報告を受けることがあります。)

1 育児休業の対象となる子について、 右の①②を記載してください。	① 子の氏名：			
	② 子の生年月日：	令和	年	月 日
2 今回、延長を申請する期間について、 右のア・イのうち、該当するもの を選択してください。	ア 1歳 ^(注) ～1歳6か月の期間			
	イ 1歳6か月～2歳の期間			
3 保育所の利用(入所)申込みについて、以下①～⑧について選択又は記載してください。				
① 保育所等における保育の利用を希望し、市区町村に利用(入所)申込みをしましたか。				
ア はい	② 利用(入所)申込みをした日： 令和 年 月 日			
	③ 利用(入所)開始希望日： 令和 年 月 日			
	④ 利用(入所)申込み当たり、入所保留を積極的に希望する旨の意思表示をしていませんか。 ア していない イ している			
	⑤ 利用(入所)保留の有効期限： 令和 年 月 日			
	⑥ 利用(入所)内定を辞退したことがありますか。 ア 辞退したことはない イ 辞退したことがある			
	⑦ 利用(入所)申込みをした保育所等の中で、自宅から最も近隣の施設名と通所時間(片道)		施設名： 通所方法： 通所時間(片道)： 分	
⑧ 通所時間(片道)が30分以上の場合、その理由を次から選択してください。				
ア 申し込んだ保育所等が本人又は配偶者の通勤の途中で利用できる場所にあるため				
イ 自宅から30分未満で通える保育所等が存在しないため				
ウ 自宅から30分未満で通える保育所等では職場復帰後の勤務時間・勤務日に対応できないため				
エ 子に特別な配慮が必要であり、自宅から30分未満で通える保育所等では対応できないため				
オ その他				
イ いいえ	①及び⑧について、「いいえ」・「その他」を選択した場合は、第2面の注意書き(IV、XI)に従い、理由欄に記載してください。			
(理由欄)				

②、③及び⑥について、第2面の注意書き(V、VI、IX)に従い、必要な場合は理由欄に記載してください。

(注) パパ・ママ育児プラス利用時は、「1歳に達する日後の育児休業終了日の翌日」または「1歳2か月に達する日の翌日」のいずれが早い日。

育児休業給付金の支給対象期間の延長事由について、上記のとおり申告します。

公共職業安定所長 殿

被保険者 現住所

令和 年 月 日

氏名

注 意

- I この申告書は、保育所等での保育が開始されないことを理由に、育児休業給付金の支給対象期間の延長を求めるときに、必ず本人が記載し、原則として事業主を経由して提出してください。
- II 申告書は事実について正しく記載してください。申告しなければならない事柄を申告しなかったり、偽りの記載をして提出した場合には、以降育児休業給付金を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられることがあります。
- III 保育所等での保育が開始されないことを理由とした育児休業給付金の支給対象期間延長は、速やかな職場復帰を図るために保育所等の利用（入所）申込みをしたが入所ができないなど、やむを得ず職場復帰ができない方を対象とした制度です。制度の趣旨に沿った延長の申請であることを確認するため、次の書類を支給申請書に添付して申請してください。
【支給申請書に添付が必要な書類】
i 育児休業給付金支給対象期間延長事由認定申告書（この申告書）
ii 市区町村に保育所等の利用（入所）申込みをしたときの申込書の写し（電子申請の場合は申込内容を出力したもの、または、申込みをした画面の複写）
iii 市区町村が発行した保育所等における保育が当面行われないことが明らかとなる通知の写し（入所保留通知書、入所不承諾通知書など市区町村によって名称が異なります。）
- IV 3の①欄について、申込みをしていない場合は、原則として延長の要件を満たしません。
ただし、子の疾病や障害により特別に配慮が必要であり、市区町村から保育体制が整備されていない等の理由により、申込みの受付ができないとされた場合は延長が認められる場合があります^(注1)ので、理由欄に特別な配慮が必要な理由及び市区町村との相談の内容等を記載のうえ、次の書類を支給申請書に添付して申請してください。
【支給申請書に添付が必要な書類】
i 育児休業給付金支給対象期間延長事由認定申告書（この申告書）
ii 医師の診断書や障害者手帳の写しなど、特別な配慮が必要であることを確認できる書類
- V 3の②欄について、申込みをした日が子の1歳の誕生日^(注2)（又は1歳6か月の誕生日応答日）以降の場合は、原則として延長の要件を満たしません。
ただし、市区町村が1歳の誕生日以降でなければ申込みを受け付けられないなど、保育利用の申込みの機会が極端に限られる場合は、延長が認められる場合があります^(注1)ので、理由欄に具体的な理由や市区町村との相談の内容等を記載してください。
- VI 3の③欄について、利用（入所）開始希望日が子の1歳の誕生日^(注2)（又は1歳6か月の誕生日応答日）の翌日以降の場合は、原則として延長の要件を満たしません。
ただし、市区町村が募集をしていない時期があるために、申込み可能な希望日での申込みをした場合は、延長が認められる場合があります^(注1)ので、理由欄に具体的な理由を記載のうえ、上記III i～iiiの書類に加えて、次の書類を支給申請書に添付して申請してください。
【支給申請書に添付が必要な書類】
iv 保育所入所の案内やホームページなど、市区町村が申込みを受け付けていないことが確認できる書類
- VII 3の④欄について、申込みにおいて「保育所等への入所を希望していない」、「育児休業からの職場復帰の意思がない」、「育児休業の延長を希望する」、「入所保留となることを希望する」など、職場復帰や保育所等への入所の意思がないことを明示的に記載・選択しているときは「している」場合に該当します。
- VIII 3の⑤欄について、入所保留通知書、入所不承諾通知書などに記載された有効期間を記載してください。入所保留通知書、入所不承諾通知書などに有効期間の記載がない場合は空欄で構いません。
- IX 3の⑥欄について、1に記載した子についてこれまでに内定を辞退している場合は、原則として延長の要件を満たしません。
ただし、内定後の住所変更など、内定した保育所等に子を入所させることが困難な事情の変更が生じた場合は、延長が認められる場合がありますので、理由欄に変更前の住所や変更前後の勤務場所、事情変更の生じた日付及び具体的な理由を記載してください。
- X 3の⑦欄について、通所方法は通所する場合に利用する予定だった交通手段（徒歩・自転車・自動車・バス等）を記載し、その交通手段による自宅からの片道の所要時間を記載してください。
なお、送迎サービス等を利用する場合は送迎場所までの片道の所要時間を記載してください。
- XI 3の⑧欄について、利用（入所）希望の保育所等が、合理的な理由なく通所に自宅から片道30分以上要する保育所等のみとなっている場合は、原則として延長の要件を満たしません。
選択肢に応じて、上記III i～iiiの書類に加えて、**次の書類を支給申請書に添付して申請してください。**
・ア～ウを選択した場合：上記III i～iiiの書類のみ
・エを選択した場合：医師の診断書や障害者手帳の写しなど、特別な配慮が必要であることを確認できる書類
・オを選択した場合：理由欄に具体的な理由を記載のうえ、記載内容を確認できる書類

(注1) 単に申込みを忘れていた場合や、市区町村への相談無く申込みをしなかった場合は、延長の要件を満たしません。

(注2) ババ・ママ育休プラス利用時は、「1歳に達する日後の育児休業終了日の翌日」または「1歳2か月に達する日の翌日」のいずれか早い日。